

二〇二六年度 長野大学 総合型選抜
小論文 出題文用紙

次の文章を読み、設問一および設問二に答えなさい。

「障害」ある人（註１）の「きょうだい」――を、本書では「きょうだい」（註２）と言います。
私は障害のある弟の「お姉ちゃん」として育ちました。「きょうだい」という言葉に出会った時、「自分の感覚をこんなにも言い表してくれる言葉があったのか！」と衝撃的でした。

「ジロジロ見たり、軽い気持ちで悪口を言わないで！」

「障害のある弟の分も頑張れ？ 自分の分しか頑張れない！ 弟も頑張ってるよ！」

「親や弟を助けてあげてね？ 私のことは誰が助けてくれる？ 見てないで助けて！」

「障害に関係ある仕事を選ぶべき？ 実家を出るのは家族を見捨てたと責められること？」

「友人や恋人に弟の障害のことを話したいけれど、相手やその家族の反応が不安！」

「弟の障害は親の責任？ 私は？ 遺伝のことも心配！」

「親がいなくなったら弟はどうなるの？ 親とはなかなか話せない……！」

「きょうだい」には、「障害のある人や親を助ける立場」、「優しい」というイメージがありがちですが、この天使のイラストのように表面上は明るくほほえんでいても、誰にも言えずに傷付いていたり、切実な悩みを抱えていたりして、助けが必要な時もあります。



「きょうだい」の私たちのことを知ってほしい
「そこにあるのは、明るい天使の輪っかではなく、傷ついた心を隠す包帯でした」
（自閉症・発達障害の弟がいる姉の立場のきょうだいによるイラストとメッセージ）

二〇一一年に、私は自分の進路選択や結婚のことで悩み、ヒントやアドバイスをほしくて、「きょうだい会」に参加しました。それ以来、同じ立場の先輩や仲間を支えられてきました。いくつかのきょうだい会やサイトの立ち上げ、運営にも関わっています。

また、障害のある弁護士や友人と出会い、自分を持って、はっきり主張する姿をカッコイイ！ 私もそうになりたい！ と思いました。しかし、弁護士という立場であっても、「きょうだい」として声を上げる勇気を持つようになるまでは数年かかりました。

「苦労してきた障害のある弟や親を傷付けることになる。周囲からもう思われるのだろうか？」と悩みました。しかし、障害のある友人とオープンに話していくなかで、「障害の有無に関わらず、きょうだい同士も、親子も対等でいたい。互いに我慢せず遠慮なく自由に話したい」という思いを共有するようになりました。「きょうだい」が声を上げることができる社会は誰にとっても生きやすい社会だと思います。（中略）

そして、生まれてきた以上は、誰もが一人の人間として、「自分が望む幸せ」を基準に、日々選択、決断していく自由・権利（憲法では「幸福追求権」「自己決定権」）があります。自分の人生を生きるための権利の行使は、時として、家族や周囲との対立が避けられず、勇気や痛みを伴い、準備や調整が必要な場合もあります。だからこそ、権利としての保障が必要なのだと私自身の体験から実感しました。自分と家族（親子、きょうだい）というテーマは、人によっては、人生における最初の課題であり、永遠の課題かもしれません。

（註１）「障害」のある人…障害の種類は問わず、病気や疾患なども広く含みます。障害者手帳や診断の有無、障害が生まれつきか人生の途中からかの時期等は問いません。

（註２）「きょうだい」…「きょうだい（兄弟姉妹）」の他、そのお子さんである「おい・めい」や「いとこ」、「義理のきょうだい」である「夫、妻やパートナー」等も似た課題があります。「きょうだい」自身に「障害」がある場合もあります。

（藤木和子『障害』ある人の「きょうだい」としての私』一部改変）

設問一 要旨を二〇〇字（二〇字×一〇行）以内で書きなさい。

設問二 著者の主張をふまえ、あなたの意見を四〇〇字（二〇字×二〇行）以内で書きなさい。